

## 「物質・デバイス領域共同研究拠点」物質・光・生命・数理複合科学研究領域部会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」物質・光・生命・数理複合科学研究領域部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 部会は、当該研究領域に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究（共同利用を含む。以下この条において同じ。）課題等の設定に関すること。
- (2) 共同研究の公募に関すること。
- (3) 公募申請書の取りまとめ及び課題採択の調整に関すること。
- (4) その他部会が必要と認める業務に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 「物質・デバイス領域共同研究拠点」共同研究推進委員会規程第3条第1項第1号の委員のうち電子科学研究所から選ばれた者 2名
  - (2) 電子科学研究所の教授又は准教授 3名
- 2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会に部会長を置き、第1項第1号の委員のうちから互選する。
- 4 部会に副部会長を置き、第1項第1号の委員のうちから部会長ではないものをもって充てる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。

(実行委員会)

第4条 部会は、必要に応じて実行委員会を置くことができる。

(研究領域アドバイザー)

第5条 部会に、部会の円滑な運営を図るため、研究領域アドバイザーを置く。

- 2 研究領域アドバイザーは、共同研究拠点を構成する各研究所（電子科学研究所を除く。）から推薦された教授又は准教授1名をもって充てる。
- 3 前項のアドバイザーの任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 部会に関する事務は、北キャンパス合同事務部で行う。

附 則

- 1 この内規は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。